



佐賀県公報

平成17年
3月23日
(水曜日)
第12583号

(◎印は、県例規集に搭載するもの)

目次

告示

○青少年に有害な図書等の指定 (一五三・こども課) 一

○漁船損害等補償法に基づく普通損害保険の付保義務の発生 (一五四・生産者支援課) 二

○道路の区域の変更 (一五五・道路課) 二

○住民基本台帳法施行事務取扱要綱の一部改正 (一五六・市町村課) 二

公告

○マイクロバス貸切旅客運送契約に係る一般競争入札 (用度管財課) 二

選挙管理委員会事項

○選挙管理委員会の招集 (告示・一二) 四

公安委員会事項

○佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則 (規則・二) 四

○告示

●佐賀県告示第百五十三号

佐賀県青少年健全育成条例(昭和五十二年佐賀県条例第二十四号)第十三条
第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十七年三月二十三日

佐賀県知事 古川 康

| 種類 | 指定番号 | 題名 | 製作発行所等 | 雑誌コード等 | 指定理由 |
|----|--------|-------------------------------------|------------|------------------------|---|
| 雑誌 | 16-277 | COMIC 快樂天 4月号 | (株)ワニマガジン社 | 13877-4 | 著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| " | 16-278 | カルビ POWER 4月号 | 若生出版(株) | 02591-04 | |
| " | 16-279 | 漫画 ローレンス 交花 4月号 | (株)綜合図書 | 18387-4 | |
| " | 16-280 | 本当にいたよ!!こんなにやさしいお姉さん BACHELOR 4月号増刊 | (株)ダイアプレス | 07538-04 ◎2005.4/26 | |
| " | 16-281 | VCOMIC えっちでカワイイ女のコ大好きッ! 4月号 | (株)日本出版社 | 07823-4 | |
| " | 16-282 | COMIC ペンギンクラブ Vol. 224 4月号 | 辰巳出版(株) | 17999-4 | |
| " | 16-283 | Men's YOUNG メンズヤング 4月号 | (株)双葉社 | 08597-4 | |
| " | 16-284 | 別冊 本当にあったHな話 4月号 | (株)ぶんか社 | 18135-4 | |
| " | 16-285 | ザ・ベストマガジンスペシャル No. 141 4月号 | KKベストセラーズ | 14077-4 | |
| " | 16-286 | new urecco 4月号 | ミリオン出版(株) | 01851-04 | |
| " | 16-287 | ホイップ No. 63 4月号 | (株)コアマガジン | 08169-04 | |
| " | 16-288 | GOKUH No. 165 4月号 | (株)バウハウス | 03797-4 | |

●佐賀県告示第百五十四号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第一百二十二条第一項の規定による同意があつたものと認める。

平成十七年三月二十三日

佐賀県知事 古川 康

加入区

諸富町加入区、広江加入区、久保田町加入区、福富町加入区、太良加入区、浜崎加入区、唐津市加入区、屋形石加入区、加部島加入区、外津加入区、高串加入区、大浦浜加入区及び波多津加入区

●佐賀県告示第百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十七年三月二十三日から平成十七年四月二十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年三月二十三日

佐賀県知事 古川 康

路線名

供用開始の区間

供用開始の期日

国道二〇七号

鹿島市大字井手字一の谷三一一番七地先から鹿島市大字森字稲堂角六三番一地先まで

平成一七・三・二二

●佐賀県告示第百五十六号

住民基本台帳法施行事務取扱要綱(平成十四年佐賀県告示第三百四十四号)の一部を次のように改正する。

平成十七年三月二十三日

佐賀県知事 古川 康

様式第七号中

「年 月 日付けで申出のあった本人確認情報の訂正については、住民基本台帳法第30条の40の規定により、次のとおり調査結果を通知します。」

「年 月 日付けで申出のあった本人確認情報の訂正については、住民基本台帳法第30条の40の規定により、次のとおり調査結果を通知します。」

なお、この処分不服がある場合には、この処分を知った日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事に対して異議申し立てをすることができます。

また、この処分を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告として取消訴訟を提起することができます。

附 則
この告示は、平成十七年四月一日から施行する。

○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年3月23日

収支等命令者

佐賀県出納局用度管財課長

久 保

修

1 一般競争入札に付する事項

(1) 契約名称 ワイクロバス貸切旅客運送契約

(2) 契約内容 貸切旅客運送に係る単価契約

(3) 対象車種 ワイクロバス

| | |
|---|---|
| <p>(4) 契約期間 平成17年4月11日から平成18年3月31日まで</p> <p>(5) 運送区域 主に佐賀県内</p> <p>(6) 予定回数 年間60回程度</p> <p>(7) 利用連絡 利用日の7日前までに随時連絡</p> <p>2 入札参加資格</p> <p>本件入札に参加できる者は次に掲げる条件を満たす者となります。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者</p> <p>(2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項ロの一般貸切旅客自動車運送事業について国土交通大臣の許可を受けている者</p> <p>(3) 営業用マイクロバスを常時2台（うち1台は定員26名以上）以上使用している者</p> <p>(4) 大型2種免許保持者を常時2名以上雇用している者</p> <p>(5) 佐賀県内に本社を有する者、県内に支社等を有し、当該支社等の従業員が全従業員に占める割合が50パーセント以上である者又は県内従業員数が50人以上である者</p> <p>(6) 県税の未納がない者</p> <p>3 入札手続等に関する事項</p> <p>(1) 担当課 郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号 佐賀県出納局用度管財課物品車両担当 電話 0952-25-7192 Email:youdokanzai@pref.saga.lg.jp</p> <p>(2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び問い合わせ先</p> <p>ア 交付期間 平成17年3月23日（水）から平成17年3月30日（水）までの午前9時から午後5時まで</p> | <p>イ 交付場所及び問い合わせ先 上記(1)の担当課</p> <p>(3) 競争入札参加資格の確認</p> <p>ア 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、イの提出期限までに、入札説明書に規定する一般競争入札参加資格確認申請書及び添付資料を、上記(1)の担当課まで持参し、競争入札参加資格の確認を受けてください。</p> <p>イ 提出期限 平成17年3月30日（水）午後5時 期限までに申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。</p> <p>ウ 競争入札参加資格確認のため、別途資料の提出を求めることがあります。</p> <p>エ 競争入札参加資格の確認結果は、平成17年4月1日（金）までに入札者へ通知します。</p> <p>(4) 入札及び開札の日時及び場所 平成17年4月4日（月）午前10時30分 佐賀県庁本館1階入札室</p> <p>(5) 入札保証金 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。）第103条第2項第2号の規定により免除します。</p> <p>(6) 契約保証金 規則第115条第3項第3号の規定により免除します。</p> <p>(7) 入札方法 入札説明書で指定する複数項目の単価（消費税及び地方消費税を含まない金額）を入札することとします。</p> <p>(8) 落札者の決定方法</p> <p>ア 有効な入札書を提出した者で、すべての項目の単価が予定価格の範囲内であり、かつ、各項目の単価の入札価格に予定数量を乗じて得た額の</p> |
|---|---|

合計額が最低の申し込みを行ったものを契約の相手方とします。

イ 落札者となるべき同価格の申込みをした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。この場合において、当該入札者のうちにくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

(9) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、競争入札参加資格確認申請において虚偽の申請を行った者及び規則第110条各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

(10) 入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 詳細は入札説明書によります。

(4) この公告に関する入札は、当該契約に係る平成17年度予算が成立しない場合は、中止します。

○ 選挙管理委員会事項

●佐賀県選挙管理委員会告示第十二号

選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成十七年三月二十三日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

- 一 日時 平成十七年三月二十四日 午後一時三十分
- 二 場所 選挙管理委員会室
- 三 議題
 - (一) 市町村選挙の結果について
 - (二) その他

○ 公安委員会事項

●佐賀県公安委員会規則第二号

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則

佐賀県公安委員会事務決裁等規則(平成十五年佐賀県公安委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)に規定する事務の項中

「第78条の2第2項」を

「第79条第2項」に改める。

別表第二の警察法に規定する事務の項中

「第78条の2第1項」を

「第79条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年三月二十三日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)